令和2年第4回廿日市市農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 令和 2 年 4 月 7 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分開会 午前 1 1 時 0 0 分閉会
- 2. 場 所 廿日市市役所 7階 会議室
- 3. 出席委員(農業委員14名)

古川 憲吾 2番 河井 孝之 3番中田 1番 安義 4番 黒田 球貴 5 番 中山 誠治 6番 岩木 國明 梶原 安行 7番 8番 岡真由美 9番 是佐 惠美子 木浦 紀幸 10番 11番 槇本 健児 12番 山田 政 則

13番 沖村 弓枝 14番 河野 義刀

(推進委員10名)

岩本 博志 岡村 昭男 堀田 良昭 土谷 基治 三田 邦男神鳥 正貴 正木 カズヨ 松井 祥壮 倉本 良夫 新竹 睦男

4. 欠席委員(0名)

推進委員 登 宏太郎 推進委員 吉田 雅子 推進委員 平尾 和彦

5. 議事録署名委員

12番 山田 政則 1番 古川 憲吾

- 6. 会議に出席した委員以外の者
- 7. 服務のため出席した者

農業委員会 事務局長 河内 光也

係 長 比良 大助

主任主事 武田 枝梨加

(佐伯支所) 主任専門員 西田 昭子

(吉和支所) 専門員 西本真

(大野支所) 主 幹 小林 公明

(宮島支所) 主任主事 佃 雅文

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について (利用権賃借)
- (2) 議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 18号 廿日市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 9. その他

事務局

初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。

会長

会長挨拶。

令和2年第4回農業委員会を開催をいたします。

それでは、廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により議 長を務めさせていただきます。

まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の 出席委員14名、在任委員の過半数の委員が出席されております ので、農業員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本 総会は成立しております。

続いて、議事録署名委員の指名を行います。

世日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、12番の山田委員、1番の古川委員のご両名にお願いをいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

まず初めに、審議事項に入ります。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画について、議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の利用権賃借について、番号26番、27番、29番、 30番について、説明させていただきます。

それでは、座って説明させていただきます。

議案書は、2ページに総括表、3ページから4ページに内訳、 位置図は1ページから4ページになります。

初めに、番号26番、農地の所在地は、津田字久保田、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は8筆の3,919平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

この案件につきましては、本来、再設定ですが、使用貸借から 賃貸借への変更ということで新規扱いになっております。

次に、番号27番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫及び野地、登記地目は田及び畑です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の1,853平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和5年3月31日までの使用貸借の再設定を行うものです。

次に、番号29番、農地の所在地は、浅原字向原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,571平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に、番号30番、農地の所在地は、浅原字下保曽、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,249平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、 内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしております。

以上で、議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画について、番号26番、27番、29番、30番 について、説明を終わります。

ご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を お伺いいたします。

26番、松井委員。27番、同じく松井委員。 あと同じく29と30を古川委員、お願いします。

松井推進委員

津田地区推進委員の松井です。番号26と27を続けてご説明 いたします。3月17日、会長、黒田委員、事務局2名と現地確 認を行いました。地図は1ページです。所在ですが、佐伯支所か ら吉和方面へ約1キロ行ったところに元コンビニの跡地がござ いますが、そこで新規就農者の方がひふみ市場という農業レスト ランを開設しておりますが、その付近です。それから、地図の網 かけのところですが、地番上は筆数が8筆あるのですが、現地は 3枚に分かれておりまして、まち直しをして3枚になっておりま す。現況でございますが、ここで借受者がニンジンを収穫された 後、耕起して次期作物の作付が準備をされている状態でございま した。確認結果でございますが、従前と同様の輪作による露地野 菜を継続されるということで特に問題ないと考えております。続 いて、番号27番、同日同メンバーと一緒に現地確認を行いまし た。地図は2ページです。これも佐伯支所から浅原方面へ向けて 約1キロぐらい進んだところにございますけれども、利用権が3 年の再設定ということでございます。利用状況でございますが、 3筆のうち2筆はピザ用の小麦ということで、小麦が生えており ました。残りの1筆は、栗の枯木がありましたけれども、その木 の周辺は多少草刈り等の除草はしてあるのですけれども、全体的 に管理不足が見受けられました。確認結果でございますが、一部 の管理不足につきましては、事務局を通じて管理指導を行うこと といたしまして、解消される見込みでございますので、特に問題 ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

続いてお願いします。古川委員。

1番委員

1番の古川です。29番の件について、ご報告をいたします。 3月16日に正木推進委員と事務局2名で現地の確認を行っ ております。地図につきましては、3ページをご覧いただきたい と思います。場所ですけれども、3ページの地図で見ていただき ますと、旧浅原小学校ですが、その東側に赤い網かけがございま すけれども、その途上となります。貸付者の家の正面にその田が ございますけれども、今度借りられる借受者につきましても、借 受者宅の裏側にずっと道路があり、それを上がっていただくと3 軒目にございます。非常に近いところに実家があるという状況で ございます。貸付者ですけれども、高齢のため、孫に無償でとい うことでございます。借受人につきましては、現在、農業共済組 合に勤められているのですが、ご両親がここの実家のそばにお住 まいであるということで、両親とともに長ナスを栽培する予定 で、長ナス部会にも先般入っておられます。先般、作付に向けて 堆肥を入れて耕うんするなど、準備を着々と進められている状況 でございます。特に問題等はないと思われますので、ご審議をお 願いいたします。続きまして、30番でございます。位置図につ きましては4ページでございます。4ページを開いていただきま すと、3月16日に正木推進委員と事務局2名で現地の確認をい たしております。このあたり一帯が先ほどの借受者が、ジャガイ モとニンジン、これらを中心にこの辺りでは栽培をなさっている ということで、規模拡大もございますし、この一帯を全て順調に 管理されておりまして、今後も引き続きここらで農業されるとい うことで、問題はないと思います。よろしくご審議のほうお願い いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。これについてのご意見、ご質問等が あればお願いをいたします。

30番のところと、初めの26番もですが、この借受者は利用権設定でかなりの面積、2町ぐらい近いのですかね、農地の集約に努めていただいて、いろんないい農作物を生産していただいております。中には、先般もテレビで出ておりましたが、ポテトチップ、そういうこともかなり生産して、成果を上げているという話を聞いております。

これについて、ご意見ありませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画について、承認することに異議ございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号64番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、先に49番を審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち、番号49番について、説明させていただきます。

議案書は、5ページに総括表、6ページに内訳、位置図は5ページになります。

番号49番、農地の所在地は、永原字大久保で、登記地目は田、面積は1筆の816平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は、仕事の都合により耕作が困難なため、譲受人は、自宅に近く便利であり、農業経営を引き継ぐためで、有償の所有権移転です。

譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての 農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えてお り、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられない ため、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満た しております。

以上で、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号49番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当員の意見をお 伺いします。

推進委員の三田委員、お願いします。

三田推進委員

三田です。説明をいたします。農地法の第3条について説明をいたします。ページは6ページ、ナンバー49です。地図は5ページをご覧ください。3月13日に、河井委員、それと事務局2名の4名で現地確認を行っております。譲渡人ですが、会社勤務が非常に多忙のため、農営が非常に続けることが困難ということで、この地を譲り渡すものであります。譲受人でありますが、JAに勤務しながらも、農業を手広く行っておられまして、自宅から非常にその農地が近いということであります。

特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願い いたします。

議長

これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたしま す。ありませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち、番号49番について、許可することに異議ございません か。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第16号 農地法第3条の規定による許 可申請についてのうち、番号49番について、許可することに異 議ございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第16号 農地法第3条の規定による許 可申請についてのうち、番号49番について、許可することに決 定をします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち、番号64番について議案としますので、木浦委員、ご退 席をお願いをいたします。

=木浦委員 退席=

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち、番号64番について、説明させていただきます。

議案書は、5ページに総括表、6ページに内訳、位置図は4ペ ージになります。

番号64番、農地の所在地は、浅原字下保曽で、登記地目は田、 面積は3筆の2,084平方メートルの申請です。関係者は議案 記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は、遠方のため耕作が困難なため、 譲受人は、現在耕作している農地に隣接し、便利であるためで、 無償の所有権移転です。

この案件につきましては、3条許可の前に利用権設定により耕 作していたもので、利用権を解除し所有権の移転に至ったもので ございます。

譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての 農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えてお り、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられない ため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たし ております。

以上で、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に ついてのうち、番号64番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

古川委員、お願いします。

1番委員

1番の古川です。64番の件につきまして、ご報告をいたしま す。3月16日に正木推進委員と事務局2名で確認をいたしまし た。地図は先ほどございました4ページでございます。4ページ の地図を見ていただきますと、先ほどの30番と今回の64番、 2カ所でございます。赤い分が64番、ここは64番の上側が道 路がございますけれども、ここの上側に少し建物の影が見えます けれども、これが譲渡人の実家です。先ほどありました3筆のこ の田んぼでございますけれども、これまでも譲受人がこれを借り て耕作なさっていたということです。遠方であるために耕作困難 ということで、この一帯で農業を営んでおります譲受人に無償で の移転ということです。これにより、譲受人自身の田んぼを耕す ということで、一層農業にも力が入るのではないかと思います。 この一帯、ほぼ全ての農地をこの譲受人が耕作されるということ で、非常に効率のよい農地の集約、これがここらあたりは済んで いるということです。特に問題等はないと考えますので、ご審議 をお願いいたします。なお、今回の事案につきましては、他人へ の無償での移転という事なのですが、ついに農地に来たかという ことで、農地の資産価値、これについて農地を代々守ってきた私 といたしましても少し複雑な思いではございます。荒れるより は、こうして耕していただいてもらうほうが非常にいいことだと 思います。余談で申し訳ございません。ご審議のほうお願いいた します。

議長

いい補足説明をいただきまして、ありがとうございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号64番について、許可することに異議ございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号64番について、許可することに決定をいたします。

それでは、木浦委員、自席へ帰ってください。

=木浦委員 復席=

議長

続きまして、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による 許可申請について、議案とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は、5ページに総括表、7ページから8ページに内訳、 位置図は6ページから8ページになります。

初めに、番号55番、農地の所在地は、大野字戸石川の第2種 農地で、登記地目は田、面積は1筆の75平方メートルの申請で す。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は露天駐車場とし て利用するための申請です。

次に、番号57番、農地の所在地は、栗栖字田中の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の1,546平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に、番号60番、農地の所在地は、大野字戸石川の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の788平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は露天駐車場として利用するためで、賃貸借の申請です。

次に、番号61番、農地の所在地は、永原字下中組の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の271平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は庭敷地として利用するための申請です。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を お伺いします。

55番、槇本委員。

11番委員

11番、槇本です。番号55について説明します。3月24日に山田委員と事務局と現地に調査に行きました。現地は、地図の6ページを見てもらったら分かるように、右下に見える三角地でございます。川と道路に挟まれた三角地で、駐車場になっても何ら周辺に影響を及ぼすものではないと思います。よろしくお願いします。

議長

続いて、60番、お願いします。

11番委員

番号60番ですが、これも今、作物を作っていない、どう言ったらいいかな良いのか、草が少し生えているところでございます。この譲渡人もう高齢でございまして、農作業はなかなかできないということです。この地図、60番の当該地の右側が川になって、その右側に、工業の会社があると思いますが、そこが先ごろ、資材置き場として転用を認めたところです。そこの資材置き場に建設用材のパイプですか、用材がたくさん入れられて、それを運搬する車両の駐車場にということで、60番の土地を今度借りられるということです。これは駐車場になっても周辺に対する悪影響は考えられませんので、よろしくお願いします。

議長

続きまして、57番、黒田委員、お願いします。

4番委員

4番の黒田です。3月13日に神鳥推進委員、事務局2名で、4名で現地確認をいたしました。地図は7ページで、栗栖集会所から西のほうへ100メートルぐらい行ったところです。それで、この土地ですが、譲渡人は、県外に住んでおられまして、時々母親のところが近くにあるので帰ってきておられるのですが、この土地はもう10年も15年もでしょうが、ワラビをとっておられるようなところで、別に田んぼとしては使っておられません。それで、この太陽光発電を設置するのには、ほかの田んぼにはあまり影響がないので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

続きまして、61番、三田委員。

三田推進委員

推進委員の三田です。説明をいたします。8ページのナンバー 61、位置図は8ページ、永原のほぼ中央部に位置していますが、商店の近くだと思ってください。3月13日に河井委員と事務局2名、計4名で現地確認を行っております。譲受人が今回田舎に住みたいということで、譲渡人所有の空き家を買い受けたのでが、それに並行いたしまして、隣接する土地、現在休耕中の畑となっておりますが、現状は雑草が茂った状態を譲り受け、庭の敷地として利用されるものであります。以前、この家には、譲渡人お遠方に住まれているということで、実家にはほとんど帰ることもないということで、管理もできていないような状況でありましたがということで、管理もできていないような状況でありましたがということで、管理もできていないような状況であります。譲渡人と譲受人は知り合いという関係でありまして、特に問題等はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

それではこれにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願い をいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、許可することに異議ございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第17号 農地法第5条第1項の規定に よる許可申請について、許可することに決定をいたします。

議案第18号 廿日市農業振興地域整備計画の変更に係る意 見について、議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第18号 廿日市農業振興地域整備計画の変更 に係る意見について、説明をさせていただきます。

先般、農林水産課から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、廿日市農業振興地域整備計画に変更が生じた場合は、同法施行規則第3条第2項により、市長が農業委員会に意見を求めることになっていることから今回の上程となったものでございます。

お手元の資料、議案第18号資料の①をご覧ください。2ページ目に変更理由書、3ページ目に変更箇所が記載されています。

今回の変更ですけれども、こちら変更理由書にございますとおり、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するとともに計画上の地番と現況を整合させるためのものでございます。

主たる変更理由といたしましては、携帯基地局建設のための一部除外、分筆のあった地番の修正、課税台帳との整合、字句の誤表記の訂正、耕地番・山地番の重複地番の変更ということの 5 点でございます。

以上で、議案第18号 廿日市農業振興地域整備計画の変更に 係る意見について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

この変更計画についてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

倉本推進委員

済みません、吉和の頓原で地番変更になっておりますが、これ はどういうことですか。

事務局

こちら、耕地番と山地番で同じ地番が存在するため、山地番に 20000をつけて、耕地番をそのまま残すということです。 倉本推進委員

あの地帯に山とその番地があるということですか。

事務局

はい、そういうことです。

議長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

ご意見がほかにないようですので、お諮りをします。

議案第18号 廿日市市農業振興地域整備計画の変更について、承認することに異議ございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第18号 廿日市市農業振興整備計画の 変更について、承認することに決定をいたします。

続きまして、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定に よる届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。

議案書は10ページ、位置図は9ページ、10ページになります。

今月の報告は、令和2年2月12日から令和2年3月10日までの間に受理した3件です。議案の朗読は、省略させていただきます。

番号36番、一般個人住宅への転用の届け出ですが、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途に整地されていたため、始末書が提出されています。

番号37番、庭敷地としての転用の届出で、番号36番の農地と一体利用です。こちらも番号36番同様に、既に農地以外の用途に整地されていたため、始末書が提出されています。

番号38番、一般個人住宅としての転用の届出ですが、既に工事に着工していたため始末書が提出されております。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。

以上で、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による 届出について、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があれば お願いをいたします。

ありませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

質疑がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、報告を終わります。

報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、 報告します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、 報告させていただきます。

議案書は11ページ、位置図は2ページと11ページになります。

広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案 の朗読は省略させていただきます。

初めに、番号50番、平成29年9月19日付で、宅地として 利用するため許可済みの案件であり、現場確認後、非農地として 処理する旨を回答しました。

次に、番号51番、平成31年1月9日付で、資材置き場、駐車場、作業場として利用するため、許可済みの案件であり、現場確認後、非農地として処理する旨を回答しました。

以上で、報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いします。ありませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

質疑がないようですので、報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。

以上で、議事は終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。 次回の第5回農業委員会総会は、5月8日(金)午前10時から 廿日市市市役所 7階 会議室です。

(閉会午前 11 時 00 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

議事録署名者		
廿日市市農業委員会会長	(議長)	
廿日市市農業委員会委員	(番委員)	
廿日市市農業系昌仝系昌	(采禾昌)	